○近畿地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、告示する。

平成二十九年十一月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字金堀四番四から同町大字山田小字中島一八番一まで	前	一三・一～一四・四	二・九六メートル
	後	二六・八〇～四八・一八	一・六八九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百五十八号	大野市中津川十九字上八反田から同市下唯野七十一字鳥帽子まで	改築	平成二十九年十一月二十九日

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十九日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	山口県熊毛郡田布施町大字別府字新宮一六四二番二から同町大字別府字外雀三番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月二十九日

○九州地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十九日

九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年九州地方整備局告示第十号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）都市高速鉄道事業一号九州旅客鉄道株式会社長崎本線並びに道路事業三・五・百六十号長崎駅東通り線及び七・七・百一号幸町線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月十八日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「何であんな黒いのが好きなんだ」との発言に対する政府の対応に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

国賓の同性パートナーが宮中晩餐会に出席することに関する質問主意書（初鹿明博提出）

「科学的特性マップに関する意見交換会」に係る原子力発電環境整備機構による広報業務の委託に関する質問主意書（初鹿明博提出）

参議院

質問主意書提出

十一月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

復興資金流用問題に関する質問主意書（又市征治提出）（第二一号）

質問主意書転送

十一月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

座間市における事件の再発防止に資する若者の情報通信メディアの利用実態に合わせた自殺予防相談体制の確立に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一八号）

米国による北朝鮮のテロ支援国家再指定に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一九号）

「医薬分業の欠点」にかかる政府の今後の展望に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二〇号）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（金沢地方裁判所判事兼金沢家庭裁判所判事・金沢簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　田近　年則

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十一月二十六日）

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事赤星英夫は十一月二十一日限り定年退官

皇室事項

行啓

皇后陛下は、十一月二十四日午後五時四十七分御出門、フォン・ボーデルシュヴィング慈善団体ベーテル設立百五十周年記念写真展を御覧のため、ドイツ国大使公邸（港区）へ行啓、同七時還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、アルバニア国の国祭日につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、モーリタニア国の独立記念日につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、栃木県窯料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成29年11月29日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第4号中「1時間904円」を「1時間923円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月31日から効力を生ずる。